

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^金農林^融水産^水省^産庁^省告示第二号）

改正案	現行
<p>（信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2／4（略）</p>	<p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等及び株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2／4（略）</p>